

自転車指導啓発重点地区・路線【富士宮警察署】

1 選定地区・路線

令和5年
4月1日
から

自転車に乗車する
すべての方を対象に

乗車用ヘルメットの着用が
努力義務となりました。

自転車に乗るときは、大人もヘルメットをかぶろう！

自転車乗車死者の人身損害賠償
請求額が、平成29年度に比べ約1.5倍に増加

ヘルメット
着用が義務化！

努力義務が強化！

ヘルメット
着用が義務化！

努力義務が強化！

1の柱

ヘルメット
着用しよう！

2の柱

一時停止
しよう！

3の柱

徐行
しよう！

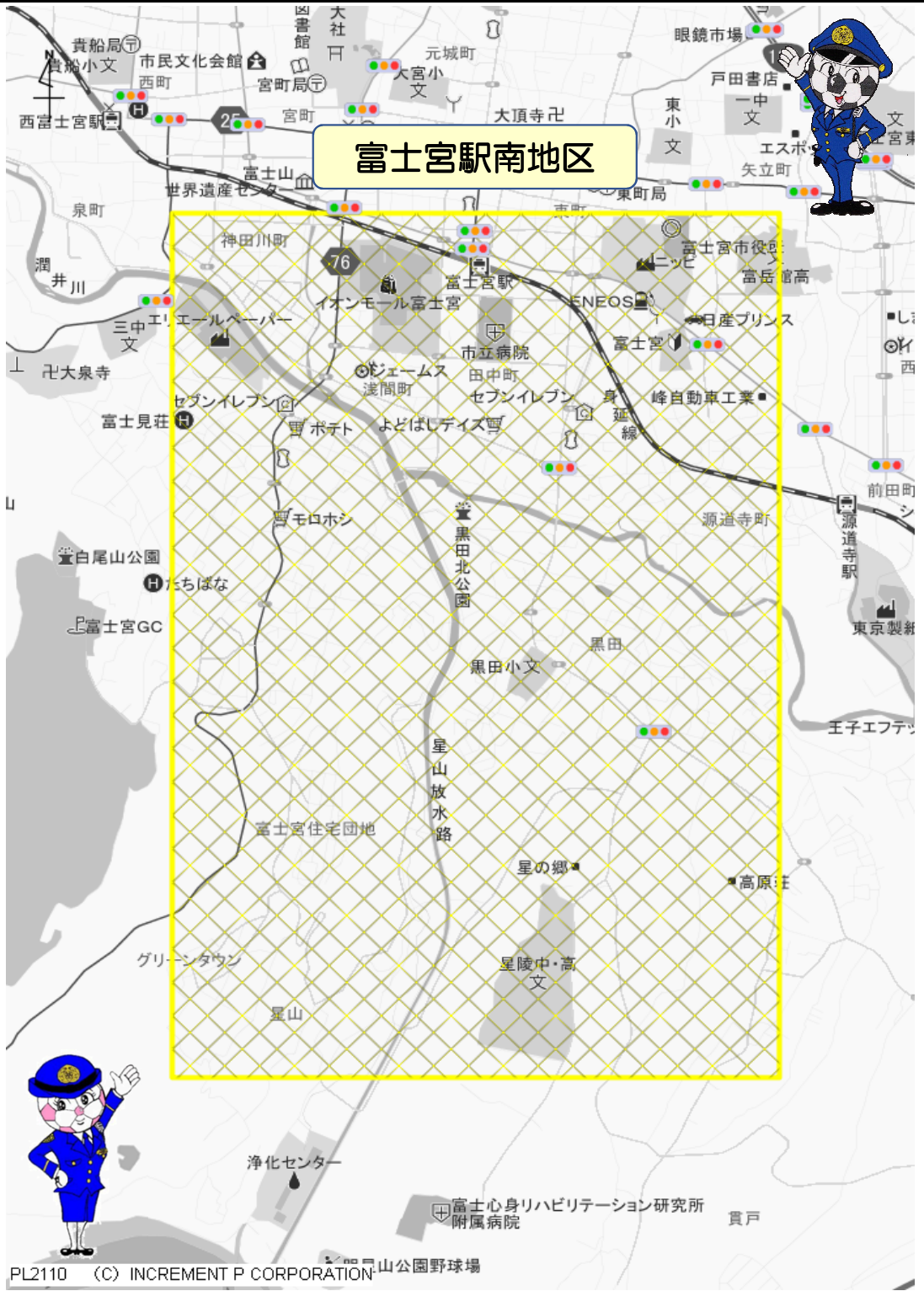
しずおか
自転車
事故
防止
3つの柱 #One

ヘルメットを着用しよう！

一時停止しよう！

徐行しよう！

静岡県警



地区・路線
地区
地区又は路線 の名称
富士宮駅南地区
路線区間又は地区内の 町名
黒田・野中・星山・山本

選定理由

自転車で通学する学生に対する指導要望があります。
自転車の交通ルールを守り、マナーを向上してもらうために選定しました。

2 注意してほしいこと

坂道や狭い道路が多く、**通勤・通学時間帯の出会い頭事故**が多く発生しています。

一時停止標識のある場所での一時停止はもちろん、見通しの悪い場所でも**徐行又は一時停止**するなどして、安全に交差点を通行しましょう。